

とやまの森づくりサポートセンター機器 借用書

1 借用機器の使用目的等

行 事 名	
使用 場 所	(注) チップパー機を借用する場合は、チップパー機の搬入・返却場所の住宅地図を添付してください。
使用 期 間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 () まで (作業開始時刻 時 分) (作業終了時刻 時 分) (注) チップパー機を借用する場合は、作業開始・終了時刻を記載して下さい。(予定で構いません。)
使用目的等	

2 借用機器名^(※) 及び 数量

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量

※チェーンソー、刈払機、簡易集材機、チップパー機を借用する場合は下記【動力機械の作業者】欄に作業者の氏名を記載してください。

3 借用機器の 受取 日時・場所

日時: 令和 年 月 日 () 時

場所: 吉峰(立山町) ・ サポートセンター(富山市) ・ チップパー(住宅地図)

↑ 受取り場所に○を付けてください

4 借用機器の 返却 日時・場所

日時: 令和 年 月 日 () 時

場所: 吉峰(立山町) ・ サポートセンター(富山市) ・ チップパー(住宅地図)

※受取は原則、吉峰倉庫(立山町吉峰)です。借用書は利用日の2カ月前から土、日、祝を除いた5日前までにご提出願います。次年度分は3/1から申込できます。※サポートセンター(富山市舟橋北町)での受取りをご希望される場合は借用書を14日前までにご提出願います。※なお、貸出数量などによってはサポートセンターでの受取りをお断りさせていただく場合があります。

5 誓約事項

- (1) 借用した機器は、本書に記載した使用目的以外での使用を致しません
- (2) 始業前には、必ず機器の点検を行い、安全対策に万全を期します。
- (3) 借用機器使用中の事故等について、とやまの森づくりサポートセンターに対して一切責任を求めません。
- (4) 使用した機器は、清掃等原状回復した上で返却を致します。
- (5) 借用をした機器に損害が生じたときは、その事実の発生後、ただちにその状況を報告します。
また、とやまの森づくりサポートセンターから損害賠償請求があった場合は、請求に従い支払いを致します。
- (6) その他、とやまの森づくりサポートセンターから指示があった場合は、協議等に応じます。

上記のとおり、とやまの森づくりサポートセンター機器の借用を致します。
 なお、借用にあたっては、とやまの森づくりサポートセンター機器貸付け要項及び本書5項の誓約事項を遵守します。
 また、別紙「チェーンソー・刈払機」の使用にあたってのチェックリストの記載事項も併せて遵守します。

とやまの森づくりサポートセンター所長 様

令和 年 月 日

(借用者)

団体名 _____ 代表者氏名 _____

(借用責任者)

氏 名 _____ 住 所 _____

電話番号 _____ 携帯電話 _____

【動力機械の作業者】

氏 名 _____ 氏 名 _____

氏 名 _____ 氏 名 _____

※チェーンソー、刈払機、簡易集材機を借用する場合は、作業に係る安全衛生特別教育等講習の修了証の写し(修了証番号の分かる部分)を添付してください。

※チップパー機を借用する場合は、チェーンソー・刈払機の安全衛生特別教育等講習の修了証(修了証番号の分かる部分)、森づくり塾実践編修了証、チップパー機講習修了証(他機関が発行したものを含む)のいずれかの写しを添付してください。

※事務処理欄	受付者	返却確認者	R8.7改定
--------	-----	-------	--------